

事務局通信

〒151-0053

東京都渋谷区代々木2-39-7 メゾン代々木 201号

TEL03-3299-5276 FAX03-3299-5275

通信窓口 zaitakubu-hoshinren@ion.ocn.ne.jp

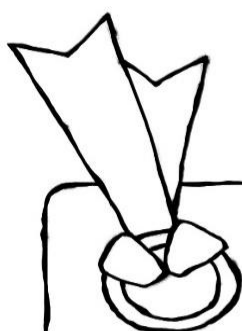
ホームページアドレス <http://www.hoshinren.jp>

239号

2023年4月18日

一般社団法人

鍼灸マッサージ師会



書籍贈呈

事務局次長 土田 仁

当会会員の先生方が書き著した書籍を贈呈致します！

(送料はご負担をお願いします)

当会会員である荒木文雄先生は“刺絡療法活用”、相葉一佳先生は

“鍼灸光線療法で難病克服”“難病克服への道”という書籍をそれぞれ書き著して居ります。

皆様の治療院の待合室や受付などに置いて、

患者様にご自由に読んでいただいたり、持って帰って

頂き、東洋医学に興味を持っていただく機会を

作るのに大いに役立ちます。冊数は何冊でも可能

です。

著者の荒木文雄先生は「会員の皆様や会員の先生方

の治療院に置いて東洋医学に興味のある患者様に

どんどん配布して貰い、東洋医学やその施術方法に

興味を持って欲しい」とのお考えです。

無くなり次第終了となります。

ご希望の方は事務所まで。



保険部会報告

R5/3/9 土田事務局次長

(参加者：清水一雄代表、奈須保険部長、朝戸事務局次長補佐、土田事務局次長)

奈須——本日はお忙しい中、お集まり頂きありがとうございました。

日本維新の会、石井章議員との面会の結果報告と今後の方向性について話して行きたいと思います。
今後、対談の事を全日本鍼灸学会の学会誌に当会の活動を発表しようと考えております。

議員との交流を大切に育てていこう

朝戸——今まで国会議員との接点がなく、議員との話が初めてで緊張しました。

私の診ている患者さんが保険者からの照会に疑問を持ち憤慨された事がきっかけです。そこで声を上げた結果、この様な展開が生まれました。

清水——今までの運動の中で、一番、手応えがあった。朝戸理事が素直に行動して、直ぐに石井議員の事務所に電話一本入れてくれた。そこから展開が広がった。うちの会からも7人が直ぐに集まった。石井議員も議員団を結成して国会討論でもあはきを取り合ってくれる流れとなり、やはり当会が常日頃から問題意識を持って取り組んでいるからだと思う。

土田——朝戸理事の行動力と俊敏性が大きなものを動かし、全てが良い展開になりました。これを皮切りに会活動を盛り上げていこうと思います。

朝戸——議員さんに根拠のある資料を提出しないと動いてくれないのではと思ったので全国の47都道府県の後期高齢に電話をして確認し、資料を作成しました。

鹿児島県後期の文章回答：「国から指針が出て居りません」これが有用な証拠になりました。

議員側からも「テレビ放映の時にこれ必ず放映しますので」とのお言葉を頂きました。テレビで放映されるのが順番待ちだそうですのでもう少し時間はかかるようです。

維新の中の議員連盟と勉強会を結成します。厚生労働委員会の中の勉強会のようですが、国会議員じゃなくても参加できるので各団体の代表が来て話し合いが出来るという事でした。そんなに遠くない時期なので当会も参加するべきだと思います。

奈須——厚生課長が来るのはとても大きい事ですよ？

清水——厚生課長どころか厚生労働省の職員との対談も今までで初めて。素晴らしい事。

朝戸——昨日、参議院の予算委員会でれいわ新撰組の大島議員 柔整の件で質問、当会の事も触れていた「この10年で療養費が1000億円ほど減っている。その原因を何と考えるか？度重なる患者照会が原因か？」との質問を行う。

厚労省担当者→“柔道整復療養費の推移の減少”について説明。「長期施術や多部位請求に対する逡減性（ていげんせい。利用者数を増やせない。次第に減少すること。）の拡大に依る療養費の適正化の影響。患者照会については請求内容に疑義が生じた場合事実を確認するためのものがございます」

患者照会に於いては月に1回一部位に依る照会や悉皆（しっかい。問題無い場合に於いても全部ひとつ残らず照会が行われているという意味。）例などがある事も承知して居ります。

そうした中で厚労省では実施方法について周知を行って居る。

- ① 患者の記憶があいまいにならないうちに実施する事
- ② 患者に分かりやすい内容
- ③ 受診抑制を目的としない事を呼び掛けているとの事（以上厚労省の回答。）

朝戸&奈須——あはきに関しては（国会でこのような議論は）行われていない。しかし、（類似の）この様な事が話し合われて居る点は良い事。

医療としての「あはき」について、 「あはき」排除の不合理な制度について理解を広げることが重要

奈須——鍼灸、マッサージ、柔整は感じやニュアンスが一般の方や国会議員の方からは似ている様に思われている。同じ「施術者」として扱われている。土田事務局次長は何かありますか？

土田——同意書拒否など、私たち、あはきの尊厳が損なわれている点が問題だと思います。将来性が気になるために様々な負の影響が出て来る事が心配です。

また、柔整師と共に患者照会の件などを活動して行く事が大切ではあるが、柔道と政治との関係、柔道と警察などと柔整業界との癒着が無いかなどを、きちんと向き合っている団体となら共に活動して行けるのだらうと思います。

私の昔の記憶ですが、当時のある大臣が選挙の前に体を整えるのに整骨院でマッサージを受けているシーンをテレビで見た事があります。その方は実費で受けたのか、保険で受けたのかは知りませんが、柔整の保険の範疇など、この大臣もきっと知らないのだらうなと思って当時見て居りました。

なので、あはきとなりますと、現在も尚の事知らない方が多いと思います。

柔整にせよ、あはきにせよ、政治的にイエスマンというか、常に言いなりになり繋がりを大切にしている団体はあると思います。

私たちはその様な団体とは一線を画し毅然と行動しなければなりません。まず、方向性や考えがそのタグを組む団体と一致しているかが重要です。

奈須——石井議員は以前、柔整に子供の頃から掛かってその先生が私の出身大学の関係者で話が盛り上がった。

柔整は昔から受領委任払いのため一定の支持があるので、患者数がとても多い。馴染みがある。認知度が高い。議員になった方が多いのは私も感じていた。

土田——私たちの特色や主張が消されたり、いつの間にか都合の良い様にされない為に、常に注意しておく事が大切だと今までの経験から感じて居ります。

そもそも私達「あはき」の社会との接点は、江戸時代より目の不自由な方の職業を保護の観点から出発し、現在に至る背景があり柔整とは出発点や目的も違います。

柔整の出発点は整形外科の無い時代の当時、肉体労働の多い当時の外傷の応急手当の需要に応えるものです。そこに政治的な繋がりを見出しやすかったのかもかもしれません。

「あはき」はここ20年くらいで、専門学校も増え環境が変わって来たが故の事だと思います。

クリーンで将来性があり、活用可能な点をアピールしながら、現在の問題点を議員さんに提案、意見を伝える事が重要だと思います。

奈須——そうですね。私たちの活動をどんな立ち位置で行うかが大切ですね。朝戸先生のように国会答弁をきちんとチェックされているところも凄いですね（笑）。

朝戸——たまたまです（笑）。

奈須——今後どのように保険部会を行っていきましょうか。

朝戸——LINE で会員サイトを現在作成していますのでやがては会員も巻き込んで保険部会が出来ると良いですね。

清水——保険部会は当会でも最も重要な部会。当会のルーツは保険部会です。



3月29日（昭和記念公園・立川市）

事務局中
いつも有難う御座ります。

日本中を熱狂させたWBCが感動の
結末をもて終了した。
初めから優勝を目指して最強の
メンバーを揃えたその大会だったが、まさか
ドラマの様な必死書きのマナーしであった。
野球に余り関心の無い人も夢中に
させた裏には大リーグからブルビニヤ
大谷翔平選手への参加が大きい。
然し選手たちの活躍の陰には
首長方にもホットが当り事は少ない。
特に選手の身体のマネジメントを
担当するトレーナーや鍼灸マッサージ師の
役割は選手の能力を最大限に
引き出す為には不可欠だ。
我々の力をもっと多くの人に知って頂く
事も必要なのはなにかと感ずる。

中野郁雄

あはき師柔道整復師の広告に制限

2023/4/12 副代表理事 橋本利治

あはき柔道整復師の広告に制限をかける検討委員会が3年前から議題に上っていたが、いよいよそれが現実となってきた。R5年2月13日厚労省の広告に関する検討委員会が開催され、柔整では「整骨院」の名称は使用できないと決められてしまった。

そして、あはき施術所も「治療院」の名称の使用が問題になり使用不可の意見が多く出されたが、先頭に業態名をつけることにより治療院の名称使用が認められることになった。

〇〇治療院（はり・きゅう／マッサージ療院など）

私たちが日常使っている「整骨院」「治療院」の名称の何が問題なのか、業界内部にいる我々には皆目見当がつかない。検討委員会の意見では「整骨」が整形外科を連想させるようで紛らわしいというのが理由だそうだ。

そして「治療」はいかにも医療を連想させ、一般に治癒するというイメージを植え付けることになり混乱を招くというのが理由のようである。

そのようなことが理由になるのだろうか、このような発想をされる方がイメージするのは勝手だが、「治療院」に良いイメージを持っている国民も多くおられる。なのにイメージ・連想させるから使用不可というのは、一部の官僚が自分勝手なイメージを連想して決めているように思えてならないがどうであろうか。

受領委任のときも同じ道だった

私たちが知らないうちにこの業界は転げ落ちるように縮小させられている。これでよいのであろうか。

しかしそれでも生活をしていかなければならなくなったとき、保険請求から撤退し、自費または不可価値で集客をしなければならぬのは当然である。しかし私はそれは違うのではないかと考えている。

郵便局でも広告制限

先日ある会員の先生から広告制限について相談が寄せられた。皆さんも作成しておられる施術所の広告リーフレット、これを作成して郵便局においてもらえるということでその手続きを進めたところ、広告審査課より連絡があり「あはき法7条（広告の制限）」違反になるのでこのリーフレットでは受けられないため どうしたらよいかというものでした。とうとう身近にきたのかという思いで、とにかく詳しく聞くこととして、見本と審査課から指示されたリーフレットを送っていただいた。見るも無残に黒塗りばかりで、リーフレットの意味を成していない哀れなものとなっていた。

せっかく治療院の特徴をPRして印象もよく感じの良いものであったが、肝心なところがすべて黒塗りとなっていた。それを見て私が代理で担当者に電話をして、「従来これで何も言われなかったのに急に言い出したのは何故なのか。」と問うと、「対象とする広告の定義は不特定多数であるから。」との返答。

「郵便局は閉鎖された空間で不特定多数の定義は当てはまらない。」と主張するも、埒が開かなかった。

これは広告規制をやり玉に挙げてジワリジワリと締め付ける一貫で、当然許されるべきではない。

もし、たとえ審査課の主張のように修正してリーフレットを作成したとしても、次は「治療院」の名称が使われているので受けられないと言い始めることは目に見えている。

これに打つ手立ては何もないのだろうか、私はあると考えている。

今回の広告規制処置も、私たち主催者の意見をまったく無視して一部の意見により決められてしまっている。

そうではなく私たちの意見をしっかり届けることが必須条件である、しかし今回検討委員会へ施術者2団体が意見書として反対意見を述べたものの、一切無視し座長の判断で決定されたようだ。

いま本腰をすえて動き出さなければ取り返しがつかなくなりそうだ。もうつかないのかもしれないのだ。さてどうするか？

療養費支給の根本的改善が必要

監事 久下勝通

昨年11月30日に発表された厚生労働省の「国民医療費の概況」では、令和2年度（2020年）の国民医療費は42兆9,665億円です。約43兆円の医療費の中で、マッサージ療養費が**636億円**、前年度より**-121億円-16%**、はり・きゅう療養費は**419億円**前年度より**-22億円-6%**です。

「あはき」療養費支給へさらなる削減の圧力がかかっており、あん摩マッサージ指圧治療、はり・きゅう治療の療養費の支給は、2021年、2022年と減少している事が予想されます。

政府の医療行政は、健康保険からのあん摩マッサージ指圧、はり・きゅう治療の排除を強め、国民の健康保険による伝統医療の利用の制限を強化するばかりです。

1 国民の権利を無視する受領委任払い

受領委任払い実施の通知では、「患者の負担が軽減され、患者が施術者から適切に施術を受けられ、」と受領委任払いが、患者の治療を受ける権利へ配慮した取り扱いであるかの事が述べられています。しかし、受領委任の取り扱いを行うか、行わないかは、保険者が決めるという厚労省通知なのです。

患者の負担軽減に配慮した取り扱いであるのですから、患者が選べる取り扱いにするのが当然です。国民の医療を受ける権利、医療を選ぶ権利を考えれば、放置しておいてはいけない問題です。

2 あんまマッサージ指圧師の療養費支給

「一律に診断名によることなく筋麻痺、関節拘縮等であって、医療上マッサージを必要とする症例につき対象とされる。」（平30.10.1疑義解釈）社会保険研究所発行「療養費の支給基準」においては「本来であれば、保険医療機関において専門スタッフによる理学療法の一環として行われる医療マッサージが療養費の支給の対象となる。」との見解を明らかにされています。

あん摩マッサージ指圧師の治療を療養費の支給として認めるわけではない。あん摩マッサージ指圧師の治療は医師が同意すれば、理学療法のマッサージの治療として療養費を支給する事を認める、という取り扱いです。厚生労働省通知により、健康保険制度からあくまでもあん摩マッサージ指圧師を締め出しておこうという対応です。

しかし、あん摩マッサージ指圧師は法律で認められた医療資格者であり、法律で認められた医療行為を行う者です。法律の根拠があいまいな厚労省通知による健康保険からの排除は許されません。

3 はり・きゅう師の療養費支給

「療養費の支給対象となる疾病は、慢性病であって医師による適切な治療手段のないものとされている。」「神経痛、リウマチ、頸腕症候群、五十肩、腰痛、頸椎捻挫後遺症等の慢性的な疼痛を主症とする疾患に限る」

療養費支給の対象疾患も問題ですが、何よりも問題は「医師による適切な治療手段のないもの」とされているのです。これは「はり・きゅう治療」「はり・きゅう師」を健康保険制度から排除するための支給基準です。医師の治療手段のないものというのは、医師に同意書を出すなどというような内容です。

渡辺賢治医師（修琴堂大塚医院院長・慶応義塾大学医学部漢方医学センター客員教授）は著書の「漢方医学」の中で次のように指摘されています。『西洋医学の医師の中には「西洋医学で手に負えない」という証明書（同意書）を出すこと自体が侮辱されたように感じる者も多い、お互いの良さを融合しようというのではなく、どちらかを選べというシステムでは効率的医療は生まれません。』

「こうした制度の壁はあるものの、医療現場で鍼灸がもっと活用されるようになると治療幅はさらに

広がるはずであり、そうした日が早く来ることを望んでいる。」

「はり・きゅう治療」「はり・きゅう師」もまた、法律の根拠があいまいな厚生労働省通知により、健康保険制度から排除されているのです。

4 国民が自らの判断で選べる、療養費の支給へ改善を

憲法に基づく人権の尊重という基本問題から見れば、国民の一人一人が、必要と判断する医療を健康保険法にもとづき選ぶ事ができるのが当然の国民の権利です。健康保険制度の根本的改善が必要であり、伝統的な医療に基づく医療資格者も、療養の給付として扱うべきだと考えます。

しかし、広範な国民の支持、医療関係者の理解を得て改善を進めなければなりません。

そのために、まず、現在、実施されている療養費の支給の改善が必要だと考えます。

厚生労働省通知による療養費の支給は廃止して、どのような病状、どの様な健康状態の場合に、はり・きゅう療養費が支給されるのか、あん摩マッサージ指圧療養費が支給されるのか、条文で明確にする改善が必要です。

健康保険法 52 条 入院時食事療養費、入院時生活療養費、53 条 保険外併用療養費、54 条 訪問看護療養費など、国民の要望に対応し、医療選択の幅を広げるために療養費支給制度が活用されています。

保険適用外の診療を受けるときには、検査や診察料など保険適用できる部分も含めて、医療費の全額が自己負担となる取り扱いですが、厚生労働大臣の定める「評価療養」と「選定療養」については、保険診療との併用が認められています。

評価療養には先進医療、健康保険適用外の医薬品や医療機器の使用などが定められており、選定療養には 180 日以上入院、制限回数を超える医療行為、時間外診療、歯科の合金や金属床総義歯などが定められています。患者の医療選択の幅を広げ、患者の希望に沿う医療を実施する方向で健康保険法が運用されており、日本の伝統医療も患者が選べる健康保険へ改善がなされるべきです。

「あん摩マッサージ指圧、はり・きゅう療養費支給」への制度の改善が必要です。簡単に実現する問題ではありませんが、伝統医療に携わる者がしっかり声を上げていきましょう。

東洋医療を考える会からの報告

NPO 法人東洋医療を考える会 副理事長 山口充子

体験 マッサージ

「社教館まつり」に参加させていただくようになって体験マッサージで多くの方との出会いをすることが出来ました。

2月12日、コロナ禍のせいか(?) 3年ぶりの「社教館まつり」に参加者が少ない中で体験マッサージに参加された方が少なかったのは残念でしたが、始まる前から待ってくださった方もいらっしゃいました。今回体験された14名のアンケートは「大変良かった」「良かった」が参加された方のほとんどの方から評価され、3月の予約に3名と従来から毎月参加された方3名の予約となりました。そして参加された方は全員4月の予約をされました。体験マッサージは初めての方が多かった事に希望をもって東洋医療を広める力に期待しました。

患者が選ぶ治療として西洋医療と同じく東洋医療も健康保険で気軽に受けられるよう体験された方々に医療制度の改善を願って署名活動にもご協力いただいています。「未病を治す」医療として体験し、友人知人、ご家族に声をかけていただき広めたいと思います。

体験マッサージの予定日 会場の予定は下記の曜日となります。

4月27日（第4木曜） 5月18日（第3木曜） 6月15日（第3木曜）

NPO法人東洋医療を考える会 東京都渋谷区代々木2-39-7 メゾン代々木201
（連絡先）事務所 03-3375-6151 担当 山口充子（090-1435-3715）

日々雑感～職員だより～④

「おいしい」のありがたみ

渡邊 恵万

ごはんを「おいし～い」と食べられることがどれほどありがたく、幸せなことか。

つい最近しみじみと感じるがありました。

誰も体調を崩して食事がとれなくなったことがあるかと思いますが、今年の年明け早々に新型コロナウイルスに感染したことで、私も久しぶりにそんな経験をしました。高熱、咳、鼻づまりなどの症状のほかに吐き気と下痢もあり、発病から約2週間ほとんど食事水分さえも取ることができず、ほぼ絶食状態でした。

その後やっと少し口にできるようになったものの、臭いも味も全く感じなくなっていました。「あ～私も味覚・嗅覚障害になってしまったあ…」と気持ちが沈みました。しばらくは全く分からない状態が続き、その後少し感じるようになったかと思ったら、記憶している味とは全く違う味がしました。一体私はどうなってしまったんだろう？と頭が混乱してしまいました。何を食べても”おいしい”とは思えず、当然食欲はわきません。

そんな状態のときに「玄米クリーム」という食べものを差し入れていただき、それをゆっくりひと口、ふた口と飲み込むと、なんだか不思議と栄養がからだ全体にしみわたっていくような…そして力が湧いてくるような…そんな感覚を覚えました。このひと口ずつの繰り返しで生きていられるんだなあ～と、大袈裟かもしれませんがそんな思いになり、食べることの大切さを実感しました。

それ以来、良いとわかっていてもなかなか続かなかった玄米食に変えることにしました。（マクロビオティック指導家の田中愛子氏著書の『免疫力を上げる一生モノの「食べ物・食べ方」』という本を読んで目からウロコが落ちまして、その本に書かれているレシピを参考にしています。）

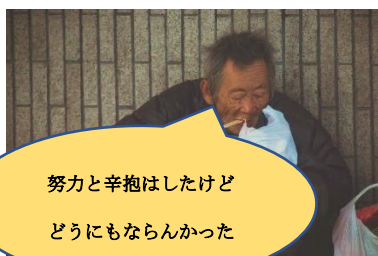
味覚障害は徐々に回復し、現在はまだ少し偏った食生活ではありますが、”おいしい”と感じて食べられるようになりました。まだ完全に治っていないからかもしれませんが、好みがすっかり変わってしまいました。大好きでやめられなかった甘いお菓子やパンはからだが欲しがりませんし薄味で満足できます。強制的に断食状態にさせられたことで、からだがりセットされデトックスできたような気がしています。食習慣を変えるのはなかなか難しい事です。もちろんコロナには感染したくありませんでしたが、私にとっては結果、思わぬ収穫だったかもしれません。

これからは食べられることに感謝をして、なるべく悪いものを溜めないような食生活をしていきたいと思っています。さて、続くとよいですが。



人口の需給環境と世代別人権について考える

松本 泰司



努力と辛抱はしたけど
どうにもならなかった

物事すべてに共通する価値観の一つに需要と供給の兼ね合いがある。数が多いと価値が下がり、数が少ないと価値が上がる。

人権が重視され社会保障が充実し高福祉、弱者救済が叫ばれる国には特徴がある。国土に比し相対的に人口が少ない国が多い。

スウェーデン、フィンランド、ノルウェー、デンマーク、カナダなど。

国土が広くて人が少なければ人を大事にする人権重視社会になる素地

が出来る。例外はある、独裁者が国を牛耳っていれば、国土がユーラシア大陸の殆どを占めていても人権は重視されない。人権が軽んじられる社会は温暖かつ人口が多い国だ。アフリカは人口爆発と独裁国家が多く部族対立があり複合的な問題が存在するので、ここでは自称民主主義を標榜している国の話に限定したい。東南アジア、南アジア、東アジアにこういった国が存在する。これらの地域は米作を主とする。米作は連作障害がないので多くの人口を養える。人が多いと民衆一人ひとりの価値は低下する。

中国、インド、インドネシア、フィリピン、ミャンマーなどは人が多い。そこに少数民族がいると少ない人権意識の割り当てはさらに極小化する。国民が助け合わなくても気候が温暖で、国が放っておいても凍え死んだりなど、死が急迫しない地域は社会保障が薄い傾向がある。

日本は高齢社会の到来で、高齢者の人口は高止まりして年寄りの価値は下がり続ける。イェール大学の成田悠輔氏が日本の高齢者施策で「唯一の解決策ははっきりしている。高齢者の集団自決、集団切腹みたいなものしかないんじゃないか。別に物理的な切腹ではなくて、社会的な切腹でもいい。」と言った言葉が欧米で問題になっている。この欧米というのは暖かい気候のスペインやイタリアなどは入っていない。寒冷で人々が助け合わないと生きられない北欧諸国が問題視している。(社会的切腹って何ですか?)

数が多いと何であれ価値は下がる。日本はこども子育て支援に大きく舵を切った。子供は少ないので価値がある。岸田総理は財政均衡化政策の限られた予算の中で少子化対策に重点的に予算を入れていく。それは数が多い高齢者は切り捨てと同義語になる。これから日本の高齢者と新規生産しない未婚者には逆風が吹き続けます。そこで日本国が相対的に増えすぎた高齢者に求めるのは自助であります。

自助が国策の軸になるなら政治家はいらないのではないか。『高齢者の皆様、政治に期待しないで下さい。国民は国に何をしてもらうかを期待してはいけません。自分の老後は自分の力で切り開くのです。定年時には2000万円は蓄財してください。』自己責任が第一義となる社会が求めるのは、努力をしない人間は国も助けない。『刀折れ矢尽きるまで頑張った後に国は手を差し伸ばしましょう』それまでは歯を食いしばって自分で戦えという時代が来ました。

現代社会は知らないうちに戦時体制下に戻っています。

『欲しがりません勝つまでは』というのは、勝つという目標があったが、今は目標は無く努力だけが強要され、頑張りを強いられる一億総活躍強要社会になったのです。目指す目標はないので息苦しさはマスクをして走らされている状態です。数多き高齢者の皆様、若い時から相互扶助を名分に社会保険料を取られ続け、十分な貯金が出来ずに年をとり医療や介護が必要になった時には負担割合を引き上げられる、溺れかけているレミングのような高齢者の皆様。国は持続可能な社会保障制度のために消費税を上げると云うが、社会保障費を国任せではなく各自が生命保険の積立年金にして、足りない分を税金で補填する方が豊かな老後になった。日本政府は国民の生活困窮耐久限度を試しています。民度が高いというのは無駄に辛抱強いという意味です。日本国は国民の民度の高さに依存安住しきっています。

【海江田万里の政経ダイアリー】 2023. 3. 30号

★永田町に吹く(?)解散風★

3月28日に令和5年度予算が参議院で可決成立した時点を見計らって、永田町では、にわかに早期解散のうわさが駆け巡りました。同日、夜のテレビのニュース番組でも解散の話題が取り上げられるなど、ここへきて、会う人ごとに解散の可能性について聞かれます。

もちろん、解散は総理大臣の専権事項ですから、実際に解散が行われるかどうかは総理のみが知ることですが、私はこの時期の解散はすべきではないと考えています。解散には大義名分が必要です。しかし、現在の政治状況では、大義名分が見当たりません。強いて大義名分をあげれば、防衛費の財源に増税を実行する場合、国民に信を問うべきとの意見があり、これには大方の賛意が得られると思います。昨年12月の閣議決定では、防衛費の財源としての増税は「令和9年度にかけて段階的に」となっていますから、どんなに早くても令和6年度の予算から増税を決めればいいことになります。その判断をするのは、令和6年の税制改革を決定する前、今年の秋以降です。こう考えると秋に臨時国会を召集して、その時点で解散すればいいのです。広島サミット前の解散は大義名分がなく、国民は何を基準に投票していいかわかりません。党利党略のみの解散といえます。

この早期解散の噂を流しているのは、野党ではなく与党、あるいは首相周辺といわれています。解散風が吹き始めると、衆議院議員は浮足立って、国会にいるより、地元へ帰って選挙の準備活動を始めます。現在開会中の国会は、今後、重要法案の審議が控えています。特に4月第一週から衆議院で防衛費の増額に必要な「防衛力強化財源強化法」の議論が始まる予定です。この法案では増税部分を除いて、決算剰余金の活用、国有財産の売却、歳出改革で防衛力強化資金を確保します。この法案審議の中では当然、5年間で43兆円といわれている防衛費の中で、何が本当に必要なものなのかについても議論も行われることとなります。また、歳出改革は「言うは易く行うは難し」です。議論を突き詰めれば、増税が1兆円で済むのかどうかの点に行きつきます。防衛費については、「最初に頼ありき」で5年間に43兆円とアドバルーンを上げてしまったため、その財源確保をどうするかが後回しになっていました。財源の議論を本格的に行えば、43兆円の総額そのものがいかにアバウトな金額であるかが明らかになります。ですからここは、財源をあいまいにしたまま、国会での議論を終わらせ、G7に臨もうとするのが岸田政権の思惑です。

他にも、原子力発電関係の「原子力基本法」、「原子炉規制法」、「電気事業法」などの改正も、後半国会で激しい議論にさらされることは必定です。うがった見方をすれば、解散を野党に対する脅しの手段として使い、国会の議論をないがしろにしようと考えているのではないのでしょうか。

私は、以前から主張しているように、憲法7条の天皇の国事行為による解散権の乱用は戒めなければならないと考えています。7条解散は、総理が国民によって選ばれた衆議院議員をクビにする一種の強権発動です。衆議院が解散すると参議院は会期中であっても自動的に閉会になります。つまり、解散、総選挙になれば1か月以上にわたって国会は機能しなくなります。一方、内閣は継続しますから、その間は、内閣が国民のチェックなしに暴走する可能性もあります。マスコミも政権の思惑に惑わされず、冷静な報道をしてもらいたいものです。

衆議院議員 海江田 万里

海江田万里事務所(東京都第1区) 〒160-0004 東京都新宿区四谷3-11 山一ビル

TEL 03-5363-6015 Fax 03-3352-2877 e-mail office@kaiedabanri.jp

R05年 4月

1	土	
2	日	
3	月	申請書〆切
4	火	申請業務
5	水	
6	木	
7	金	
8	土	
9	日	
10	月	事務局通信投稿締め切り
11	火	
12	水	
13	木	
14	金	医業類似行為勉強会(宮原顧問弁護士) (18:00~20:00)
15	土	
16	日	
17	月	事務局会議(13:00~15:00)
18	火	
19	水	
20	木	ウーベル保険 5月加入申し込み締め切り 編集会議(13:00~14:00) 国民の会役員会(18:00~20:30)
21	金	
22	土	
23	日	理事会(13:00~17:00)
24	月	
25	火	
26	水	
27	木	支給明細などの発送 体験マッサージ(13:30~15:00)
28	金	療養費の振り込み
29	土	昭和の日
30	日	

R05年 5月

1	月	
2	火	
3	水	申請書〆切 憲法記念日
4	木	申請業務 みどりの日
5	金	こどもの日
6	土	
7	日	
8	月	
9	火	
10	水	事務局通信投稿締め切り
11	木	保険部会(19:00~21:00)
12	金	
13	土	
14	日	
15	月	事務局会議(13:00~15:00)
16	火	
17	水	
18	木	体験マッサージ(13:30~15:00)
19	金	ウーベル保険 令和5年度6月加入申し込み締め切り
20	土	
21	日	
22	月	
23	火	
24	水	
25	木	
26	金	
27	土	
28	日	
29	月	支給明細などの発送
30	火	
31	水	療養費の振り込み

※国民の会：健康保険ではり・きゅう・マッサージを受ける国民の会

※NPO：NPO 法人東洋医療を考える会